

平成31年第1回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 平成31年1月21日（月）
開会 15時13分 閉会 16時28分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室
- 3 出席者の氏名
教育長 土崎 谷夫
委 員 桑門 超 委 員 米倉 ゆかり
委 員 岩佐 礼子 委 員 平井 國政
- 4 事務局
教育部長 狩生 浩司 教育総務課長 吉村 岩雄
学校教育課長 高野 徹 社会教育課長 淡居 宗則
体育保健課長 榎 英樹
本日の書記 総括主幹 須山 禎宏 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 3件
- 6 報告事項等 4件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

開 会

教育長 ただいまから平成31年第1回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回会議録の承認

教育長 前回の第12回教育委員会の会議録の承認を米倉委員お願いいたします。
(会議録に署名)

教育長の報告

- ・1/8 学校始業式
- ・1/13 出初式、成人式
- ・1/15 放課後学びの教室運営責任者会議
- ・1/17～18 全国 ICT 教育首長サミット
- ・学校のインフルエンザ罹患状況
- ・おおいたラグビーW杯学校給食の日
- ・佐伯市特色ある学校づくりサポート事業審査評価委員会

議 案

【議 事】

議案第1号 佐伯市文化財保護審議会委員の委嘱について

教育長 議案第1号佐伯市文化財保護審議会委員の委嘱について、担当からお願いします。

社教課長 議案第1号佐伯市文化財保護審議会委員の委嘱について、説明いたします。この議案は第2号議案にも関係しますが、文化財保護審議会委員につきましては、佐伯市文化財保護条例の中で所掌事務といたしまして「審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。」となっております。審議会委員は15人以内で組織していますが、現委員のうち、上浦地区の文化財保護審議会委員と文化財保護推進委員を兼ねている方が亡くなり、欠員が生じたので現在、文化財保護推進委員を委嘱している上浦地区の方から1人を文化財保護審議会委員として委嘱したいので、提出するものであります。今までも文化財保護審議会委員は文化財保護推進委員の中からお願いをしている状況です。以上です。

教育長 議案第1号と第2号の委員案の名簿を見ると、重複している方がいるのでその関係性について整理すると、1ページの根拠条文中の第48条第3項に「委員は、第53条に規定する佐伯文化財保護推進委員を兼ねることができる。」とされており今回委嘱を予定する文化財保護審議会委員については、4ページの文化財保護推進委員の名簿の備考欄に文化財保護審議会委員兼任と記載されています。ご意見、ご質問はありませんか。

教育長 今年度の文化財保護審議会はどのような案件で行ったのか。

社教課長 今年度はまだ行っておりません。案件としましては文化財の指定等についての審議が主なものです。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第2号 佐伯市文化財保護推進委員の委嘱等について

教育長 議案第2号佐伯市文化財保護推進委員の委嘱について、担当からお願いします。

社教課長 議案第 2 号佐伯市文化財保護推進委員の委嘱について、説明いたします。文化財保護推進委員につきましても、議案第 1 号と同様に佐伯市文化財保護条例の中で職務といたしまして、文化財の巡視及び調査に関すること、文化財の校筆活動等があります。年に 1 回、指定文化財の状況を確認することが主な職務となっております。議案第 1 号と同様の理由で文化財保護推進委員に欠員が生じたので、新たに推進委員 1 人の委嘱及び現推進委員を文化財保護審議会委員と兼任したいので提出するものであります。以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 3 号 佐伯市史編さん委員会委員の委嘱について

教育長 議案第 3 号佐伯市史編さん委員会委員の委嘱について、担当からお願いします。

社教課長 議案第 3 号佐伯市史編さん委員会委員の委嘱について、説明いたします。委員に係る佐伯市史編さん委員会条例の制定につきましては 12 月議会で可決されています。委員の所掌事務は 7 ページの条例中第 2 条に記載の「委員会は、佐伯市教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。(1) 佐伯市史の編さんの基本方針に関すること、(2) その他佐伯市史の編さんに必要な事項に関すること。」となっております。現在、佐伯市史編さんの基本方針案等を作成中ですので、今後は史編さん委員会委員を委嘱し、諮問を行い審議していただく流れになります。委員の選定につきましては、条例第 3 条で「委員会は 10 人以内を持って組織する。」、第 4 条で「委員は、次に掲げる者のうちから佐伯市教育委員会が委嘱する。(1) 学識経験者、(2) 各種団体の関係者、(3) その他佐伯市教育委員会が必要と認める者」ととなっております。委員案につきましては別紙記載の 10 人です。別紙のとおり委員を委嘱したいので提出するものであります。以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

報告事項等

- (1) 平成 30 年度佐伯市高齢者教室合同学習発表会の開催について
- (2) 佐伯市学校給食調理等業務委託業者選定審査結果について
- (3) ネーミングライツ・パートナーの募集について
- (4) 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第 1 回佐伯市教育委員会を終了します。

終了 16 時 28 分